

日本年金機構運営評議会（第 41 回）議事要旨

1. 開催日時 令和 2 年 7 月 28 日（火）14 時 00 分～16 時 00 分
2. 場 所 日本年金機構本部多目的ホール、役員会議室（テレビ会議）
3. 出席委員 菊池座長、池田委員、和泉委員、伊藤代理委員（佐保委員代理）、植西委員、長瀬委員、西沢委員、古川委員、牧嶋委員、真屋委員
4. 議題
 - ① 座長の選任について
 - ② 令和元年度業務実績報告書（案）
 - ③ その他
5. 意見概要 （○：委員意見 ●：機構からの説明）

[議題①]

座長の選任について

はじめに、委員の互選により菊池委員が座長に選任された。その後、菊池座長により牧嶋委員が座長代理に指名された。

[議題②]

令和元年度業務実績報告書（案）

- 今回の法改正により、最長で受給開始時期が 75 歳まで繰下げ可能になるが、これに伴い、2 つ問題点がある。

1 つ目は、現行様式の新規裁定請求書では、繰下げ受給を意図しているのか、提出を忘れているのか判然としていないため、機構としてこの管理が更に難しくなる恐れがあるという点。例えば、この管理を効率的に行うために、新規裁定書の様式に受給開始時期の希望を記載する欄を追加して管理してはどうか。

2 つ目は、繰下げ受給によって、年金受給額が増額されることだけでなく、税金や医療費の負担額に影響する場合もあるという点。この論点については、政府内で議論していただきたいと思う。

- 1 つ目の新規裁定請求書の様式に、受給開始時期の希望欄を追加するというご提案については、お客様の受給開始時期の希望を機構でどのように管理して、請求がない方にはどのようにフォローアップする

べきなのかという制度設計が必要である。今後、繰下げ受給者が意思表示する仕組み、データ管理する仕組みについて検討していきたい。

2つ目の繰り下げ受給によって年金額が増額した場合の税金や医療保険の負担増加の懸念については、機構で決定する内容ではないため、ご意見として承る。

- 「悪質な滞納者」とあるが、具体的にはどのような人たちなのか。
- 令和元年度業務実績報告書（案）で記載をしている悪質な滞納者とは、再三の督促によっても保険料の未納が長期間続いている方である。なお、悪質性については、法令上において定義されており、例えば、財産隠しが疑われるケース等が該当する。
- 「悪質な滞納者」がどのような方であるかは理解したが、一般に公開される報告書では「悪質な滞納者」という表現ではなく、「長期的な滞納者」としたほうがよいのではないか。また、滞納者を「悪質」とするのであれば、機構がこれまでに犯してきたミスは「悪」ではないと言えるのだろうか。いかなる理由があったにせよ、社会的影響はこちらの方がはるかに大きい。
- 運営評議会は、機構に対しての業務改善等を提言するための会議であり、機構の在り方についての議論と、強制徴収対象者への対応についての議論は切り離した別の議論であることから、報告書の表現をどうするかについては、ご意見として承るが、引き取らせていただく。
- 障害年金の事務について、昨年7月から導入された複数の認定医が認定に関与する仕組みについて、「医学的な総合判断を特に要する事例」とは具体的にはどのような事例か。また、導入後事務は具体的にどう変わったのか。
- 具体的には、新しい病気でこれまでに認定事例の少ない事例や、機構で定めている認定基準と認定医の評価がかけ離れている事例が挙げられる。機構の事務としては、他の認定医も見たほうが良いと判断した事例を、複数の認定医にご相談をして、それらの認定医の判断を加味したうえで、総合的に判断するという仕組みで審査を進めることとなった。

- 総合的な判断については、機構内に認定審査委員会を設置しており、委員会にセカンドオピニオンを諮って、最終決定することとしている。
- ここ 10 年を振り返り、国民年金の納付率と厚生年金保険の事業所適用の実績が向上していることは、本当に感慨深い。また、年金生活者支援給付金についても円滑に給付が行われたことは凄いことだと思う。令和元年度の実績の中で、とりわけ、健康保険証の交付に係る事務処理の改善が目立つが、どのような工夫を行ったのか教えてほしい。
 また、先程の財産隠しが悪質だという説明に関連してお聞きするが、そもそも国民年金保険料の納付に関して財産、資産は関係あるのか。
 その他、チャットボットの試行実施について、満足度の結果を教えてください。
- 健康保険証の早期交付実現の要因として、大きく 2 点ある。1 点目は事務センターの人員を増強して体制を整えたということ。2 点目は電子申請の届出割合が増えたこと。なお、電子申請については、新システムに変更したことで、事務処理が大幅に効率化した。
 国民年金に関しては、一定の所得以下の人に関しては免除申請をすることが出来るので、所得が関係ある。また、強制徴収を行う際には、財産調査を行い、財産が判明した方について、差押え等の処分を行っている。
 チャットボットの満足度について、アンケートは行っていないが、ご意見として承り検討する。また、チャットボットを導入したもののコールセンターの応答率に影響を与えるほどの結果は出ていないため、今後更に改善を図る。
- 法人調査グループ設置や困難な案件の専門チーム設置等、ビジネスプロセス改革が非常に効果を上げている印象を受けた。
 新型コロナウイルスの影響もあり、非対面や非接触への対応が急務となり、世の中全体が抜本的な改革に取り組み始めている。機構においてもテレビ電話相談の活用も含めて、何か改革を行うのか。
- まさに非対面や非接触への対応が急務であるが、インターネット環境に年金個人情報さらせないことが、大きな課題。法人の届出においては、e-Gov や G ビズ ID を利用して、既に機構とお客様とのデータ

をやり取りできる環境が整っている。個人の届出に関しては、マイナポータルを活用して出来るだけ早期に完成させたいと考えている。

現行のテレビ電話相談については、インターネット接続しない環境下で実施しているので、この仕組みの拡大には限界がある。

現在、インターネット環境のビジネスモデルを早急に作り上げていくためのチームを作って検討を進めている。

- 令和元年度の実績のうち、適用促進の 91,342 事業所を適用したことについて、職員の加入指導だけでなく、事業所からの自主的な申出も含まれる数字なのか。また、新型コロナウイルスの影響により、厳しい状況にある事業所について、適用促進において何か配慮していることはあるか。
- 91,342 事業所については、職員の加入指導の結果、届出した事業所の数字である。全体の新規適用件数が約 146,000 件となっているため、その差が自主届出した事業所ということで整理している。
今後の適用対策の在り方について、感染拡大防止の観点から、当面は訪問による加入指導を停止しているが、被保険者の権利に関わるので、引き続き毅然と対応していく。
- マイナンバー紐づけについて、99.6%となっているが、残りの紐づけへの今後の対応や見通しについて教えていただきたい。
- 今紐づけできているのは、被保険者と受給者の方の合計であるが、今後は、会社を退職されて厚生年金被保険者ではなく、かつ年金の受給を開始していない方等といった被保険者・受給者以外の方についても、紐づけできるように取り組んでまいりたい。
- 新型コロナウイルスの影響により、厚生年金保険等の特例随時改定等いくつかの特例措置が施行されたが、これらの措置に伴う事務負担の増加に対する今後の対応について、現時点での考えをお聞きしたい。
- 事務負担が一番増加するのは厚生年金保険料等の納付猶予への対応であると思われる。具体的には、来年 2 月に特例猶予期限となり、以降猶予している 7 万弱の事業所に対して、納付確認又は換価の猶予に

よる納付計画の履行を管理する必要がある。これについて、システムで管理できるよう、現在早急に対応を進めている。

国民年金の特例免除及び厚生年金保険等の特例随時改定についても、事務処理体制や記録管理について今後検討を進める。

- 先程の発言を補足するが、個人的には、年金制度を理解していて、なおかつ納付できる状況であるにもかかわらず、納付しない滞納者は悪質な滞納者であると思う。
- ご意見として承る。

[議題③]

その他：日本年金機構における新型コロナウイルス対応状況について

- 厚生年金保険等の納付猶予特例において、現時点でどれくらいの猶予額となっているか。

また、今後倒産して保険料を徴収できなくなる事業所が出てくると思われるため、いくらかの損失（不能欠損）を見越すべき。また、猶予金額について、逐一報告していただきたい。

- 厚生年金保険等の納付特例猶予の業務について、実施体制を早急に考えていただきたい。また、厚生年金保険等の特例随時改定について、定時改定は事務センターで処理を、特例随時改定は年金事務所で処理をする等、円滑な業務に向けた対応をお願いしたい。

また、年末近くに厚生年金保険等の特例随時改定の申請が来た場合は、被保険者が確定申告する必要があることを、機構においても、注意喚起していただきたい。

新型コロナウイルスの影響で、年金相談や滞納事業所への指導等、今までのやり方ができない取組は多々あるが、それぞれ新しい業務の進め方を考えていただきたい。

- 厚生年金保険等の納付特例猶予の金額については、正確な数字は持ち合わせていないが、すでに 1000 億円を超えている。なお、この金額についてはきちんと管理をしているので今後定期的に報告する。

特例随時改定の体制については、ご指摘のとおり、現状としては、算定は、事務センターで処理を、厚生年金保険等の特例随時改定は年

金事務所で受付・審査し、入力関係は本部に集中部隊を設置して、そこで集中的に入力処理を行っている。

(以上)